

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について

令和6年12月27日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部  
環境省環境再生・資源循環局

この度、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

## 記

### 1 意見公募の趣旨・目的・背景

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「法」という。）第3条において、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされています。基本方針では、具体的な策定事項として、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を定めることとしており（法第3条第2項第2号）、これを達成するために食品関連事業者が取り組むべき措置に関しては、その措置の判断基準となるべき事項を主務省令で定めることとされており（法第7条）、具体的な判断基準は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第4号）（以下「判断基準省令」という。）において定められています。

本年（2024年）は、2019年の基本方針から5年が経過し、基本方針の見直しの時期となっており、新たに食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を定めることとしています。この新たに定める目標の達成に向けては、上記の先進的な取組が、一部の食品関連事業者だけでなく、より多くの食品関連事業者に実施されることが必要となっています。しかし、現行の判断基準省令においては、こうした取組は、食品関連事業者が取り組むべき措置の基準として記載されていないことから、今般新たに判断基準省令に明記する必要性が生じました。

このことについて、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合における検討も踏まえ、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令案」を取りまとめたところで

あり、国民の皆様から広く意見を募集いたします。

## 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載  
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省新事業・食品産業部外食・食文化課において配布

## 3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省新事業・食品産業部外食・食文化課食品リサイクル担当

## 4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

## 5 意見・情報受付期間

令和6年12月27日～令和7年1月25日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

## 6 公示資料

食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案